

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 ページ 一
- 人事委員会規則十二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則十二(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則 三
- 人事委員会の権限(職員の任用に関する規則)の一部の委任の一部を改正する告示 三

人事委員会

人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

農政総務課	副参事、課長補佐、主幹及び主任主査(部内人事労務管理業務を総括する職に限る。)
農林水産総務課	副参事、課長補佐、主幹及び主任主査(部内人事労務管理業務を総括する職に限る。)

を

農政総務課	副参事、課長補佐、主幹及び主任主査(部内人事労務管理業務を総括する職に限る。)
水産林政総務課	副参事、課長補佐、主幹及び主任主査(部内人事労務管理業務を総括する職に限る。)

に改め、

同表教育委員会事務局の項中

高校教育課

高校教育課	副参事、課長補佐、主幹及び主任主査(教職員定数の事務を総括する職に限る。)
-------	---------------------------------------

を

高校教育課	副参事、課長補佐、主幹及び主任主査(教職員定数の事務を総括する職に限る。)
特別支援教育課	副参事、課長補佐、主幹及び主任主査(教職員定数の事務を総括する職に限る。)

に改める。

別表第二中

港 湾 事 務 所	所 長	港 湾 事 務 所	所 長
下 水 道 事 務 所	所 長	下 水 道 事 務 所	所 長

を

港 湾 事 務 所 所 長

に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

人事委員会規則十一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一 気仙沼市の項中

院長 副院長 診療部長
看護部長 事務部長
薬剤科長 室長
栄養士長 技師
補佐 副参事
総務課長 参事

を

院長 副院長 診療部長
看護部長 事務部長
参事 室長 薬剤科長
技師 栄養士
補佐 副参事
総務課長 参事
係長 経営企画課長 総務課長

に、

(総務課関係) 課長補佐 係長 主幹、主査及び主事(職員その他勤務条件の事務を担当する職に限る)
(財政課関係) 課長補佐 財政係長
(震災復興・企画課関係) 課長補佐 震災復興・企画係長
政策・調整係長

を

(総務課関係) 課長補佐 係長 主幹、主査及び主事(職員その他勤務条件の事務を担当する職に限る)
(財政課関係) 課長補佐 財政係長
(震災復興・企画課関係) 課長補佐 震災復興・企画係長

に、

図書館	館長
総合体育館	館長

を

図書館	館長
-----	----

に改

玉浦コミュニティーセンター	所長
---------------	----

を

玉浦コミュニティーセンター	所長
いわぬま市民交流プラザ	所長

に、

「教育次長」を「教育部長」に改め、同表岩沼市の項中

め、同表登米市の項中

(人事課関係) 課長補佐 人事研修係長 主幹(人事を担当するものに限る) を

に改め、

(市長公室関係) 室長補佐 秘書総務係長 主幹、主査及び主事(秘書を担当するものに限る)
(人事課関係) 課長補佐 人事研修係長 主査及び主事(人事及びサービスを担当するものに限る)
(財政課関係) 課長補佐 財政一係長 主幹、主査及び主事(予算を担当するものに限る)

同表東松島市の項中

議会	事務局	局長
----	-----	----

を

議会	事務局	局長	課長
----	-----	----	----

に、「教育次長 参事 課長 副参事」を

「教育部長 学校教育管理監 参事 課長 副参事」に改め、同表大崎市の項中「秘書広報課長補佐(秘書担当) 秘書又は人事を担当する係長」を「秘書広報課長補佐(秘書担当) 人育成課長補佐 秘書又は人事を担当する係長」に、

児童館	館長
-----	----

児童館	館長
-----	----

を

子育てわくわくランド	館長
------------	----

に改め、同表山元町の項中

事務局	課長
-----	----

を

事務局	課長
公民館	館長

に改

め、同表大和町の項中「対策官」を削り、

保健福祉総合センター	センター長
------------	-------

保健福祉総合センター	センター長
------------	-------

を

二 この告示の効力の発生する日
平成三十一年四月一日